

各都道府県・各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた 御中
地方公共団体学校設置会社の学校事務担当課
附属学校を置く国立大学法人附属学校担当部局

文部科学省初等中等教育局
参事官(学校運営支援担当)付

「学校評価ガイドライン」の改訂について

学校評価については、平成 22 年 7 月に文部科学省において作成した「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」を御活用いただいているところですが、このたび、学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行されることを踏まえ、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだガイドラインに改訂しましたのでお知らせします。

改訂の内容等は、別添資料のとおりですので、各教育委員会におかれては、所管の学校に対し、御周知ください。また、都道府県教育委員会にあつては、域内の市町村教育委員会に対して御周知願います。国立大学法人にあつては、管下の学校に対して、私立学校・地方公共団体学校設置会社の御担当課にあつては、所轄の学校に対し、御周知ください。

<別添資料>

- 「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」の改訂のポイント
- 「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」

<参考>

- 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局参事官付
企画・学校評価係 袴田、三木

〒100-8959

東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線 3705）

FAX：03-6734-3727